

## 広島市地域包括支援センターの公正・中立性の評価基準

公正・中立性の観点から留意する項目 (評価項目)	指標	達成状況	評価基準
設置状況	◇事務所の設置状況 ◇書類等の管理状況  【期間】 評価月時点	達成	・事務室が包括専用の部屋である。 ・事務室が、併設サービス提供事業部門と同一の部屋であるが、1m程度は離れている。 ・事務室が、併設サービス提供事業部門と近接しているが、仕切板で仕切っている。 ・書類やパソコンの情報を、併設サービス提供事業部門と区別して管理している。
		改善項目あり	・事務室が併設サービス提供事業部門と同一であり、仕切板もない。 ・書類やパソコンの情報の管理が、併設サービス提供事業部門と区分されていない。
広報活動	◇包括パンフレット ◇法人パンフレット等配布資料 ◇電話対応  【期間】 評価期間内	達成	・包括の紹介パンフレット等で、法人の他のサービス部門のPRを行っていない。 ・電話対応時に、地域包括支援センター名を名乗り、母体施設名等を名乗っていない。
		改善項目あり	・包括の紹介パンフレット等で、法人の他のサービス部門のPRを掲載した。 ・いつも、電話対応時に地域包括支援センター名を名乗らず、母体施設名等を名乗っている。
介護予防ケアマネジメント	① 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防訪問介護の利用をしていない。  作成したプランを対象に、判定する。 【期間】 評価期間内 【判定方法】 特定の法人の介護予防訪問介護事業所を位置付けたプラン数/介護予防訪問介護を位置付けたプラン数	達成	・介護予防訪問介護の利用は、各法人（事業所）とも90%未満である。 ・特定の法人（事業所）の介護予防訪問介護を、90%以上利用しているが、正当な理由がある。
		改善項目あり	・正当な理由なく、介護予防訪問介護を、90%以上特定の法人（事業所）を利用している。
	② 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った、介護予防通所介護の利用をしていない。  作成したプランを対象に、判定する。 【期間】 評価期間内 【判定方法】 特定の法人の介護予防通所介護事業所を位置付けたプラン数/介護予防通所介護を位置付けたプラン数	達成	・介護予防通所介護の利用は、各法人（事業所）とも90%未満である。 ・特定の法人（事業所）の介護予防通所介護を、90%以上利用しているが、正当な理由がある。
		改善項目あり	・正当な理由なく、介護予防通所介護を、90%以上特定の法人（事業所）を利用している。
※正当な理由 1 介護予防支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を算定する地域に立地している場合 2 判定期間の1月当たりの平均プラン数が20件以下である場合 3 判定期間の1月当たりの該当のサービスの平均プラン数が5件未満である場合 4 適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中している場合			